

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年6月27日

【会社名】 株式会社ヤマシナ

【英訳名】 YAMASHINA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 直 樹

【本店の所在の場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075-591-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 木 村 隆 宣

【最寄りの連絡場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075-591-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 木 村 隆 宣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、堀 直樹、宮浦雄次、古川泰司、木村隆宣を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、堀内 美喜雄、伊藤 誠英、山内 一郎を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、豊田 幸宣を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額98,400千円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額18,000千円以内と定める。

第7号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	754,924	5,518	0	(注)1	可決 99.27%
第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く）4名選任の件					
堀 直樹	755,035	5,297	0	(注)2	可決 99.30%
宮浦雄次	754,898	5,434	0		可決 99.28%
古川泰司	755,056	5,276	0		可決 99.30%
木村隆宣	755,036	5,296	0		可決 99.30%
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
堀内美喜雄	756,056	4,276	0	(注)2	可決 99.43%
伊藤誠英	755,911	4,421	0		可決 99.41%
山内一郎	756,156	4,176	0		可決 99.45%
第4号議案 補欠の監査等委員で					

ある取締役1名選任の件 豊田 幸宣	753,437	7,005	0	(注) 2	可決 99.07%
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件	753,730	6,712	0	(注) 2	可決 99.11%
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	754,797	5,645	0	(注) 2	可決 99.25%
第7号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件	750,743	9,696	0	(注) 1	可決 98.72%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。